

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かますを目的とする狩刺し網漁業	4	定めなし	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域のうち鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	鎌倉市坂ノ下に漁業根拠地※を有する者かつ共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてかますを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。	令和 5 年 4 月 10 日から令和 5 年 5 月 9 日まで	令和 5 年 5 月 28 日から令和 8 年 4 月 16 日まで
ぼら及びすずきを目的とする狩刺し網漁業	6	同上	同上	同上	鎌倉市坂ノ下、材木座に漁業根拠地を有している者かつ共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてぼら及びすずきを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。